

メトロ I T ビジネスカレッジ学則

(2025 年度改定)

メトロ I T ビジネスカレッジ

〒850-0862 長崎県長崎市出島町5番3号

電 話 095-811-1166

第 1 章 総 則

(名称及び位置)

第 1 条 本校は、メトロ I T ビジネスカレッジという。
本校の位置を、長崎県長崎市出島町 5 番 3 号に置く。

(目 的)

第 2 条 本校は、学校教育法に基づき、コンピュータ技術者および情報化推進者として必要な専門知識、技術の習得と、留学生に対し、日本の高等教育機関で学習するため、または日本で就労するために必要な日本語教育を行う。これらの活動を通じて礼儀正しく豊かな教養を備えた人材を養成し、我が国の産業の振興に寄与するとともに、社会の発展に貢献することを目的とする。

(自己点検等)

第 3 条 本校の教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動の状況ならびに研究について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2. 本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

3. 前 2 項に定める自己評価および学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

第 2 章 課程、学科、修業年限並びに定員

(課程・学科・修業年限・定員)

第 4 条 本校の課程・学科・定員・修業年限は、次の通りとする。

課 程	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員	備考
工業 専門課程	I T クリエイター科	2 年	6 0 名	1 2 0 名	昼間
	I T ライセンス科（通信制）	2 年	1 0 名	2 0 名	通信
文化教養 専門課程	日本語科(2 年コース)	2 年	8 名	1 6 名	昼間
	日本語科(1.5 年コース)	1.5 年	1 7 名	3 4 名	昼間
	日本語科(1 年コース)	1 年	1 0 名	1 0 名	昼間

(在学年限)

第 5 条 前条により入学した生徒は、修業年限の倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第 3 章 学年・学期及び休校日

(学 年)

第 6 条 本校の学年を次のように定める。

4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

ただし、日本語科（1.5 年コース）においては 1 0 月 1 日に始まる 1 年間とする。

(学 期)

第 7 条 本校の学年を、次の 2 学期に分ける。

前期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

後期 1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで

ただし、日本語科においては入学月を含む 6 ヶ月間を前期、以降 6 ヶ月間を後期とする。

(休校日)

第 8 条 本校の休校日は、次のように定める。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日（2 月 1 日）

(4) 季節休業日は別途校長が定める

2. 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めたときは、臨時に休校日を設け、又は休校日を変更することができる。

(授業時間)

第 9 条 本校の授業時間は次の通りとする。

(1) 全日制学科（日本語科を除く）

必修時間は 8 時 4 0 分より 1 2 時 3 0 分まで（1 コマ 5 0 分）

※ 1 3 時 3 0 分より 1 5 時 2 0 分までは希望者に対して選択制の授業を 2 コマ実施する。

(2) 日本語科

8 時 4 0 分より 1 7 時 2 0 分まで（1 コマ 5 0 分）

※ 8 時 4 0 分より 1 2 時 3 0 分までと 1 3 時 3 0 分より 1 7 時 2 0 分までのクラスに分けて実施する。

(3) 通信制学科

対面授業は 8 時 4 0 分より 1 7 時 2 0 分まで（1 コマ 5 0 分）

2. 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めたときは、臨時に授業時間を変更することができる。

第 4 章 入学・休学・退学及び転科

(入学時期)

第 1 0 条 本校の入学の時期を以下の通り定める。

原則として入学時期は 4 月とする。ただし、日本語科（1. 5 年コース）は 1 0 月を入学時期とする。

(入学資格)

第 1 1 条 本校に入学することができる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

（通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者）

(2) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、1 8 歳に達している者

- ① 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
 - ② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
 - ⑤ 大学入学資格検定規程により、文部科学大臣が行う大学入学資格検定に合格した者
 - ⑥ 学費・生活費の経費を支弁できるもの
 - ⑦ 本国法令及び本校学則・規則を遵守できる者
 - ⑧ その他、本校が別に定める個別の入学資格審査により、高等学校卒業者に準ずる学力があると認められる者
2. 日本語科においては前項に加え、以下の条件も満たすこと
- ①外国籍を有する者
(法定特別永住者、および永住者又は永住の意思が認められる定住者は除く)
 - ②日本語能力試験N5級相当の能力を有すること
 - ③本校卒業後、日本の大学院、大学、短期大学、専門学校への進学または就職を希望する者

(出願手続)

- 第12条 本校に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。
2. 入学志願手続の時期、方法及び書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

- 第13条 本校は、入学志願者に対し、校長が合格者を決定する。
2. 入学選考において合格に影響を与えるような重大な事情があった場合は、合格を取り消すことがある。
3. 入学者の選考方法については、別に定める。

(入学手続)

- 第14条 入学選考の結果、合格した者は、指定の期日までに入学金、授業料、その他の費用及び所定書類を提出しなければならない。
2. 入学手続の時期、方法及び書類については別に定める。

(入学許可)

- 第15条 入学手続を行い、誓約書及び身元保証書を指定の期日までに提出した者に対し、校長は入学を許可する。ただし日本語科の提出書類については別に定める。

(編入学及び再入学)

- 第16条 本校の2年次に編入学及び再入学を希望する者が所定の手続により志願したときは、特別の選考を行い、校長がこれを許可する。ただし編入学及び再入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。
- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 大学において2年以上の課程を修了した者
 - (3) 短期大学を卒業した者
 - (4) 専修学校（2年以上、1,700時間以上の専門課程）を卒業した者
 - (5) 本校1年次修了後に退学し、再入学を希望する者

2. 前項の規定により入学を許可された者の在学すべき年数については、校長がこれを決する。
3. 編入学及び再入学に必要な事項は、別に定める。

(転 科)

- 第17条 学生が他の学科への転科を希望したときは、教育に支障のない限り、選考のうえ校長がこれを許可する。
2. 転科に必要な事項は、別に定める。

(休 学)

- 第18条 病気又は止むを得ない事由により修学困難な者は、その事由を記して校長に休学を願い出ることができる。
2. 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、校長は休学を命ずることができる。
 3. 休学の期間は1年をこえることができない。ただし、特別の事由がある場合には、1年を限度として、休学期間の延長を許可し、又は命ずることができる。
 4. 休学期間は、通算して2年をこえることができない。
 5. 休学に必要な事項は、別に定める。

(復 学)

- 第19条 休学期間が満了し、又は休学期間中に休学事由が消滅した者が復学しようとするときは、校長に復学を願い出なければならない。復学の許可は、校長が行う。
2. 復学に必要な事項は、別に定める。

(退 学・転 学)

- 第20条 退学および転学しようとする者は、校長に願い出て、許可を受けなければならない。
2. 退学および転学に必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目の区分)

- 第21条 本校において開設する授業科目の区分は、次のとおりとする。
- (1) 専門科目
 - (2) 一般科目
 - (3) 特別科目（企業実習）

(授業科目及び授業時間数)

- 第22条 本校で開設する授業科目及び授業時間数は、別表のとおりとする。

(卒業の要件)

- 第23条 本校を卒業するためには、生徒は2年課程については2年以上、1.5年課程については1年半以上、1年課程については1年以上在学し、第22条に定める授業科目について各学科所定の教育課程に従って所定の単位以上を修得しなければならない。

(履修の方法)

- 第24条 第23条に定める授業科目は、必修・選択及び特別科目とし、履修方法について必要な事項は別に定める。

(課程修了の認定)

第25条 課程修了の認定は、出席時数及び平素の成績等を評価して、校長がこれを定める。

(成績の評価)

第26条 各授業科目の成績は、A（秀）、B（優）、C（良）、D（可）及びF（不可）の5種に分け、A、B、C、Dの成績を合格とする。

第6章 卒業及び称号の授与

(卒業の認定)

第27条 第25条の規定により、本校所定の課程を修了したと認められた者に対し、教務会の議を経て、校長は卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第28条 前条により、修業年限が2年の工業専門課程学科（通信制学科は除く）を修了し、定められた基準を満たした者には、専門士（工業専門課程）の称号を授与する。

第7章 学 費

(授業料等)

第29条 入学検定料、入学金及び授業料その他の諸費用は、次のとおりとする。

学 科	年次	入学検定料	入学金	授業料	実習費	維持費
I Tクリエイター科	1年次	10,000 円	120,000 円	700,000 円	180,000 円	170,000 円
	2年次	－	－	700,000 円	180,000 円	170,000 円

学 科	年次	入学検定料	入学金	授業料	管理費
I Tライセンス科 (通信制)	1年次	10,000 円	150,000 円	400,000 円	200,000 円
	2年次	－	－	400,000 円	200,000 円

学 科	年次	入学検定料	入学金	授業料	施設費	諸経費
日本語科 2年コース	1年次	10,000 円	50,000 円	580,000 円	40,000 円	20,000 円
	2年次	－	－	580,000 円	40,000 円	20,000 円
日本語科 1.5年コース	1年次	10,000 円	50,000 円	580,000 円	40,000 円	20,000 円
	2年次	－	－	290,000 円	20,000 円	10,000 円
日本語科 1年コース	1年次	10,000 円	50,000 円	580,000 円	40,000 円	20,000 円

* 第16条に定める編入学の納付金については、次のとおりとする。

学 科	年次	入学検定料	入学金	授業料	実習費	維持費
I Tクリエイター科	2年次	10,000 円	60,000 円	700,000 円	180,000 円	170,000 円

2. 入学金及び授業料その他の諸費用は、指定期間内に納入しなければならない。
3. 編入学、再入学の者については、別に定める。
4. 学費の減免及び免除等の特例については、別に定める。

(休学の場合の費用)

第30条 第18条の規定により休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

(退学および転学の場合の費用)

第31条 退学・転学もしくは除籍された者、または停学中の者も、その期間にかかわる費用を本章の定める規定により納入しなければならない。

(納入金の不還付)

第32条 既に納入した費用については、原則として返却しないものとする。

第8章 教職員組織

(教職員)

第33条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 副校長 1名
- (3) 教員 14名以上
- (4) 事務職員 1名以上

2. 教職員は、次の職務を行う。

- (1) 校長は、校務をつかさどり、所属する教職員を指導監督する。
- (2) 本校は副校長を置くことができる。副校長は校長を補佐し、校長不在時には校務を代行する。
- (3) 教員は、生徒を教授し、指導する。また、教育研究に従事する。
- (4) 事務職員は、校長の指示するところの職務に従事する。

3. 日本語科においては、次の職務を行う教職員を置く。

主任講師 1名、生活指導員 1名

第9章 科目等履修生・外国人留学生等

(科目等履修生)

第34条 本校において、本校生徒以外の者で一、又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2. 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第35条 本校において開講する授業科目のうち、特定科目を選んで聴講を希望する者があるときは、本校の研究教育に支障のない限り、教務会の議を経て校長が許可する。

2. 聴講生について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第36条 日本語科以外の学科における外国人留学生については、特別に選考を行い、教務会の議を経て、校長がこれを許可する。

2. 日本語科（2年コース、1.5年コース、1年コースとも）においては、第4章の規定に準じる。

3. 外国人留学生につき必要な事項は、別に定める。

(帰国子女の入学について)

第37条 帰国子女とは、外国の教育制度に基づく正規の学校教育を受けた後、我が国に帰国した日本国籍を有する者をいう。

2. 帰国子女の入学について特別に選考をし、教務会の議を経て学長がこれを許可する。
3. 帰国子女の入学に関する事項は、別に定める。

第10章 賞罰等

(表彰)

第38条 校長は、本校生徒に対して表彰に価する行為のあったときは、教務会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第39条 本校の教育の趣旨にそむき、生徒の本分に反する行為のある者に対して、校長は懲戒することができる。

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 著しく学内の秩序を乱し、その他生徒の本分にもとると認められる行為を行った者。
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みのないと認められる者。
 - (3) 外国人留学生等の在留資格及び就労等において、「出入国管理及び難民認定法」等に抵触する事実が認められた者。
4. 懲戒につき必要な事項は別に定める。

(除籍)

第40条 次の各号の一に該当する生徒は、校長が除籍する。

- (1) 第18条の規定による休学、第39条3項による退学に該当するにもかかわらず、休学、退学の手続をしない者。
- (2) 第5条に定める在学年限をこえる者。
- (3) 第18条に定める休学期間を超えても、なお復学もしくは退学しない者。
- (4) 学費納入の義務を怠った者。

第11章 健康診断等

(健康診断)

第41条 健康診断は、全校生徒を対象に、毎年1回実施する。

第12章 附帯事業

(附帯事業)

第42条 本校は附帯事業として、専門学校の教育に支障がない範囲で、大学生・社会人対象の短期講座を次のとおり設置する。

1. 附帯事業で行う短期講座の名称を「メトロアカデミー」とする。
2. 附帯事業メトロアカデミーの設置コース内容は別表に定める。
3. 附帯事業メトロアカデミーの設置コース・講座の入学金、受講料は別表に定める。
4. 附帯事業メトロアカデミーの設置コース・講座のカリキュラム、その他必要な事項は別表に定める。

附 則

1. この学則は、平成19年4月1日から実施する。
2. この学則に必要な細則は、校長が別に定める。
3. この学則は、平成21年4月1日から変更する。
4. この学則は、平成22年4月1日から変更する。
5. この学則は、平成24年4月1日から変更する。
6. この学則は、平成25年4月1日から変更する。
7. この学則は、平成26年6月1日から変更する。
8. この学則は、平成27年9月1日から変更する。
9. この学則は、平成29年4月1日から変更する。
10. この学則は、平成29年4月8日から変更する。
11. この学則は、平成30年4月1日から変更する。
12. この学則は、平成31年4月1日から変更する。
13. この学則は、平成31年4月10日から変更する。
14. この学則は、令和2年4月1日から変更する。
15. この学則は、令和3年4月1日から変更する。
16. この学則は、令和4年4月1日から変更する。
17. この学則は、令和5年6月1日から変更する。
18. この学則は、令和5年10月1日から変更する。
19. この学則は、令和6年4月1日から変更する。
20. この学則は、令和6年10月1日から変更する。
21. この学則は、令和7年4月1日から変更する。